

令和6年4月

各 位

阿賀町役場総務課

建設コンサルタント等業務の前金払の適用（新設）について

令和6年4月1日以降に阿賀町が発注する建設コンサルタント等業務について、下記のとおり前金払の制度を導入します。

記

1 対象となる業務

請負金額が300万円以上の次の建設コンサルタント等業務を対象とします。

- (1) 土木建築に関する工事の設計業務
- (2) 土木建築に関する工事に関する調査業務
- (3) 測量業務

2 適用条件

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証（前払金保証）を受けていること。

3 前金払限度額の算定方式

請負金額の10分の3以内（1万円未満切捨）

4 適用

令和6年4月1日

以上

阿賀町役場総務課企画財政係
電話 0254-92-3113